

## 岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 岩倉市が将来にわたって個性豊かな魅力あるまちでありつづけられるよう岩倉市の人口の将来展望を明らかにし、平成27年度から平成31年度までの5か年の基本目標や具体的な施策を定めた岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進及び見直しに関する意見交換を行うため、岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の推進及び見直しに関する意見交換に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもに関わる機関又は団体の代表者
- (3) 子育て支援活動に関わる者
- (4) 商工業団体の代表者
- (5) 市内金融機関の代表者
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部秘書企画課において行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。